

そして、本件2号炉審査会と、1号炉審査会、3号炉審査会のいずれの審査会も、この申請者の誤った判断を、訂正させることなく、「伊方沖断層の評価は妥当」と判断している。被告も、その誤りを全く問題にすらすることなく許可処分している。審査会と被告そのものが、客観的な判断能力が無いか、もしくは客観的な判断をする意思がもともと無かったか、どちらかとしか考えられないが、なぜ誤りが3回も続けて発生し、原告が岡村調査を本法廷で示すまで、被告は誤った判断を維持し続けたのか、明快に釈明せよ。

この事は、本件審査のズサンさと、違法性を立証する極めて重要な事項であると原告は考えているので、ゴマカスことなく釈明するよう求める。

#### 意味不明の記述内容

(十七) 39～40頁にかけての「断層の活動性に関する評価は、地震の規模等に影響を与えるものではない」との記述は、活断層の活動性は、耐震設計に関係ない、と主張していると理解して良いのか。

(十八) 41頁11行目から、42頁1行目までの以下の文章は意味不明である。どうして矛盾していないのか具体的に釈明せよ。

「被告が、本件敷地直下には活断層は存在しないと判断したことと、近傍に前面海域断層群が存在すると判断したこととは何ら矛盾するものではない。」

(十九) 58～59頁の(註25)に、「2号炉と3号炉の両者は同一の地震動であるが、数値上は200ガルと221ガルで異なる」とあり、その説明図も付けてあるが、何を証明、説明するのか、全く理解しがたい。

何やら難しげに見えるグラフらしきものを

見せておけば、原告や裁判所は「何かの証明になっているのかな」と勝手に判断したり、納得するとでも思っているのだろうか。

被告が示したそれぞれの資料について、より具体的な説明と、それを裏付ける証拠及び必要な資料を示せ。

(二十) 被告は、本件裁判の基本である「2号炉の申請内容及び、その審査が適切であるか」の証明に、2号炉の申請資料など、申請、審査当時のものを証拠として示す事ができず、なんと本件審査から9年も後に行った3号炉の資料ぐらいいしか持ち出せない状況である。なぜ審査当時の証拠で反論しないのか、つまびらかに釈明せよ。

#### 被告提出証拠について

文章の判読が困難な物、及び意味が理解できない外国語の翻訳なしの文章、判読できない図面や数式を使用しているもの3点は証拠として認めることはできない。

(次号に続く)

### 会計報告('99.4/1～4/30)

収入	
ニュース講読料	22,000
計	22,000
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,120
振替手数料	350
計	32,320
差引	-10,320
積立金合計	2,006,735

# 伊方訴訟ニュース

第309号  
1999年5月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル  
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

## 島根1、2号機 運転差し止め訴訟を提訴

「島根1、2号機訴訟」原告団長 芦原康江

昨年8月に中国電力が3号炉増設に当たって行っていた活断層調査によって、原発からわずか2.5キロの南講武で活断層の存在が確認され、住民の間で大きな不安が増大していました。

私たちは、中国電力や国の強引な「安全宣言」が出された後、この活断層の確認によって「1、2号機の耐震安全性は崩れた」と判断し、裁判の準備を進めてきました。マスコミを通じて原告募集の呼び掛けをしたところ、島根県内を中心に中国5県、そして遠くは大阪、京都の方も参加され140名の原告団となり、4月8日に松江地裁に提訴しました。

全国各地で原発の運転差し止めを求める裁判が起これ、私たちが裁判の準備をはじめてからも、二つの裁判で判決が出されています。いずれも、残念ながら住民の願いである「原発を止める」事態には至っていません。

しかしながら、その一つである志賀原発の判決では、「原発は負の遺産である」と述べ、泊原発では、「原子力発電は中止しようという選択もあってよい」と述べています。住民側にとっては「ほんの少しだけ」の成果であったかも知れません。たったこれだけの言葉を

得るため、それぞれの住民はどれだけの努力を払ってきたことでしょうか。世界が脱原発に向かい、日本でも核廃棄物の処理など未解決な問題をかかえ、抗し切れない電力自由化の波にさらされ、原子力の未来に暗雲が立ちこめている中、私たち住民は多大な努力の積み重ねによって、少しずつ「脱原発」を勝ち取っています。

#### 2号炉第66回公判

6月4日(金)午後1時半から4時  
松山地裁大法廷

3月11日に原告側が提出した求釈明の文書に対する国側の回答は、公判直前に提出されると予想され、それに対する原告側の追及を中心に、双方の激しい弁論が交わされるであろう。そして、結審に向けた段取りが裁判所から提示されることも予想される。

公判には、ひとりでも多くの原告が出席できるよう原告団では努力している。緊迫した法廷の弁論で奮闘する原告らを傍聴席から支援を!

今、私たちは、わずか2.5キロという近くに確認された活断層によって、1、2号機は「大きな事故の誘因となるような事象が過去にも将来においても考えられないこと」という「立地条件の原則」を満たしていないこと、すなわち、原発が直下地震に襲われる危険があり、こんな所に原発を建てること自体が認められないことを、今後の法廷で争いたいと考えています。また、1、2号機建設時の調査がズサンであり、1、2号機の耐震設計には地震動評価に誤りがあること、そして今回の調査も、なお不十分であることを法廷で明らかにしていきたいと考えています。

地震と耐震安全性のみを争点とする裁判は日本でも初めてのことです。各地の住民の闘いを引き継ぎ、それ以上の判決を、否、何としても運転差し止めを勝ち取りたいと決意しています。

## 原告準備書面

### 一被告準備書面(34)に対する求釈明一

(1999年3月11日提出)

(その1)

原告は、被告提出の準備書面(34)について、次の各項目について求釈明を行う。

#### 活断層の勝手な定義

(一) 6頁、10行目に「耐震設計に考慮すべき断層は、最近の地質年代(およそ10数万年以前以降現在まで)における活動が認められるもの」としているが、本件審査当時に、この主張内容が、申請書または、審査資料中のどこに示されているか、具体的に示せ。

(二) 示せない場合、本件審査当時に、この主張が審査の基準に使用できるとした客観的根拠とした証拠を示せ。

#### 地震動の過小評価のトリック

(三) 12頁の5～10行目に、相も変わらず「伊予宇和島地震(マグニチュード7.0)として、歴史地震のマグニチュードをそのまま、最大加速度186ガルの計算値に使ったかのようなトリック文章を記している。

しかし、原告は、繰り返し、被告提出の証拠に基づいて、申請者の四国電力は、最大加速度186ガルの地震規模の計算値には、歴史地震の規模を理科年表のままには使用されておらず、勝手に「歴史地震の地震規模は控えめに見ても0.2引ける」として1649年の伊予安芸地震のM7.1を、0.2引いてM6.9に小さくし、その上で「設計上は7とする」と、あたかも、0.1上乗せした余裕をみた地震規模で計算したかのような、手のこんだ数字トリックを用いていることを指摘してきた(原告準備書面「立地条件七」12頁参照)。

ところが被告は、この申請者のトリックを問題にしないだけでなく、なんと、被告もこのトリックをそのままにして、申請者同様に、あたかも歴史地震どおりの地震規模で、186ガルの最大加速度が計算されているかのように主張を続け、本件裁判の中でも、正当な根拠を示すことができない申請者の地震規模設定のやり方が、まるでどこにも無かったかのように装うとしている。

被告らは、あろうことか、伊方での地震発生の規模を将来的にも最大規模はM6.9としたことが、誰が考えても小さすぎるため、なんとかその事実を覆い隠そうとして「ウソも百回続ければ本当になる」と期待し、ひたすら原告の明確な指摘を無視し続けようとしているとしか考えられないやり方である。

被告は、この問題に関して先に原告が指摘した被告の証拠にある文章と結論は、何のた

めのものであるのかを釈明せよ。

また、「本件審査で、最大加速度186ガルの計算に使用された地震規模」は、申請者及び被告使用の理科年表に記載されている、歴史地震の規模どおりの「伊予宇和島地震のM7」か、原告が証拠を示して指摘している「タイプAの地震規模は(最大)M6.9とし、それに0.1足したM7」か、このどちらのものか、明確に釈明せよ。

#### 「断層モデル」の内容を明らかにせよ

(四) 16頁、後から3～2行目にある「簡易な断層モデル」について注記しているが、これだけでは、本件審査で使用したとする「断層モデル」は、具体的にどのようなものかは全く分からない。使用したモデルを、計算に使用した数値とともに、具体的に示せ。

(五) 17頁、3行目から6行目に、本件2号炉について計算したという断層モデルについて、「現実には考えられない極端な仮想のケース」としているが、内容が示されていないので、どこがどう「仮想で」、「極端」なのか全く分からない。

従って、この「300ガルを超える」結果をもたらしたケースの、具体的な計算想定の内容と使用した数値を示せ。もちろん、この計算をしたのは誰なのか、いつ、どこで行ったものか、記載されている書物、もしくは文献などについて、具体的に示せ。

(六) 22頁7行目から23頁1行目までに「設計地震動またはS1地震動を前提に設計された施設が、安全余裕検討用地震動又はS2地震動に対しても安全余裕の範囲にあることが確認されることになるのである」とあるが、これはどういう意味か。どちらかだけやっておけば良いという意味なのか、より明

確に示せ。

(七) 23頁、7～10行目の文章は全く意味不明である。

「本件安全審査当時は、敷地近傍に存在する断層から敷地での地震動を推定することは、工学的に確実性があるものとは認められておらず」という主張の後に「前述した簡易な断層モデルを利用し得る程度であった」と主張しているが、では、この後半の文章の「簡易な断層モデル」では「敷地近傍に存在する断層から敷地での地震動を推定」していないのか、したのか、そのどちらであるのか、明確に釈明せよ。

#### 地震動評価のゴマカシ

(八) 28頁、3行目から31頁、4行目までの記述は、意味が良く分からない記述である。要するに、原子炉機器・配管などでは、構造設計で考慮されている荷重の方が、地震の際にかかる荷重よりずっと大きいので、地震荷重は問題にならない、と主張しようとしているのか。そのとおりなら「イエス」、そうでなく別の意味や主張なら、より明確に主張を示せ。

(九) また「イエス」である場合なら、被告が提出した乙第61号証の91～92頁にかけて被告が囲っている個所には、「機器・配管の構造設計時に計算する荷重と違って、地震荷重の計算値は最大ではなく、目安にすぎず、2倍以上も大きくなることもあるから注意するように」と書いてあることと矛盾することになる。

「イエス」とした場合の被告主張と、この61号証の証拠の文章との大きな違いを、どうするのか釈明せよ。

(十) 31頁、5～8行目の「まとめ」も

含め準備書面（34）には、原告が準備書面「立地条件七」で指摘した次の点に対する反論はどこにもない。反論できないと理解していいのか。

「本件敷地の地盤は、長い周期の卓越周期に対応する特性であることは、証拠で明らかであり、長周期の卓越周期になる巨大地震が起きれば、原発の建つ基礎地盤そのものが崩壊、地滑りを起こすことになるのである。この卓越周期についての原告の指摘に対して、被告は全く反論を成しえていない。」

（十一）34頁、7～10行目に「本件原子炉施設の主要な設備等が破壊に至るまでには・・・とあるが、本件審査及び許可に際しての目安もしくは基準は「破壊されるかどうか」なのか。「破壊されさえしなければ、審査には合格させる」という審査基準で審査を行ったということか。

それ以外なら、どんなゴマカシ申請や、トリックによる申請、あるいは、敷地周辺で発生する地震規模の重大な誤認、あるいは、敷地近くにある活断層の規模や、それから発生する地震動の大幅な見込み違い、等があっても、審査では全く問題にしない、する必要もないというのが、被告の許可処分の際しての前提だったのか。明確な釈明を求め。

（十二）今年1月22日の口頭弁論で、原告が、被告準備書面（34）には、原告が準備書面「立地条件七」で主張した下記の点についての反論がない、と指摘したことに対して、被告は「これでは反論していない」とのみ釈明しただけである。このことは、被告は「反論できないので反論しない」と理解していいのか。

「本件の審査に用いられた地震地帯区分の

タイプ分けは科学的根拠がなく」、「芸予地震M7.6を採用し、直下地震（M7.5）で計算すれば、敷地の地震動は600ガルを越す」と。

#### 沖合活断層評価の明白で重大な誤りを認めよ

（十三）38頁の「前面海域断層群の評価」において被告は、手前勝手に原告になり変わって、いい加減極まる「要約」なるものを記載して、これまた勝手な「言い分」を主張している。しかし、この要約の大前提として一番初めに記載すべき内容が抜け落ちている。

原告が準備書面「立地条件七」の46～50頁にかけて指摘した次の点が無視されている。

「伊方沖断層を正當に評価しないことを支え続けた根拠は「『ウソの電波情報』に隠れて分からない箇所を、勝手に『沖積層がある』と推定し、その上更に『そこには断層は及んでいない』と推定を重ねたものだった。」

この主張を無視して、どこが「原告の主張の要約」になるのか。

なによりも、垣見俊弘証人は、本件審査で使用した海底音波探査資料の、伊方沖断層の最上部の堆積層は、音波の二重反射で見えないことを、審査当時から知っていたことは、動かすことのできない事実である。

垣見証人が「見えていない事を承知の上で」、「勝手に、その見えない部分に沖積層がある」と決め付け、その上更に、なんと、その音波の二重反射のすぐ下まで、断層が認められているのに、その見えない所には「断層が及んでいない」と、なんの根拠もなしに決め付けたのである。

そして、その根拠のない決め付けは完全に

誤っていた。垣見証人が「断層が及んでいない」と決め付けた、まさにその場所に、海底最上部を切る断層が存在し、垣見証人が「過去一万年以降は活動していない」と断定した、その断層は、過去数千年間隔で地震が発生しており、現在、何時地震が起きてもおかない時期になっている断層であることが証拠で明らかになった。

垣見証人は、原告が岡村調査を証拠として突き付けて初めて、その誤りを認めたのである。

被告は、この事を完全に無視している。

そこで被告に釈明を求め。審査会及び被告は、被告も「審査で評価している」と主張している、この伊方沖断層の評価の基本となる上部堆積層の評価を、本件審査の際に、垣見証人が「見えていない事を承知の上で」、勝手に、その見えない部分に、沖積層があると決め付け、その上更に、なんと、その音波の二重反射のすぐ下まで、断層が認められているのに、まさにその場所に、海底最上部を切る断層が存在し、同証人が「過去1万年以降は活動していない」と断定した、その断層は、実際には過去数千年間隔で地震が発生しており、現在、何時地震が起きてもおかない時期になっている断層である事実が、審査当時、及び許可処分の前に、この垣見証人の断層評価のデータ極まるやり方、及び完全に誤っていた堆積層の判断が、明らかにならなければならぬ、それでも、断層評価のやり直しはしなかったのか。

（十四）さらに、評価のやり直しもせず、具体的な海底の再調査もしなくとも、審査を妥当なものとしたか。

（十五）また、被告が好んで使う「最近の

知見に照らした場合」即ち、現在の立地審査指針に基づいた審査の場合にも「最上部の堆積層が、申請者の提出した申請書にも、添付書類でも判断できるものになっていなくても」、海底最上部の堆積層の再調査の必要性はないとして、申請者に再調査をさせないままに、伊方沖活断層の最上部の堆積層の状況が不明なまままで、審査を妥当とするか。

（十六）その上に、この「伊方沖断層の最上部堆積層が断層で切れていない。従って活動性は低い」とした申請者の判断は、本件2号炉だけの判断の誤りではない。

原告が準備書面「立地条件七」の49～50頁で、「四国電力は3回の調査の結果の分析を、続けて3回間違っって判断し、3回続けて間違っのまま申請した」と指摘したとおり、申請者の四国電力は、伊方沖断層の海底音波探査を、1号炉、2号炉、そして3号炉の申請に際して、それぞれ、別の音波探査を実施している。そして、その別々の調査結果をもとにしているにもかかわらず、その結論は、いずれも「伊方沖断層の最上部の堆積層は断層で切れていない」と判断し、それを基に「従って、活動性は低い」と結論している。

本件2号炉では、「音波の二重反射で最上部の堆積層が見えなかったのに、そこに沖積層があると推定」し、しかも「そこには断層は及んでいない」と、とんでもない誤りを犯した。垣見証人も誤りを認めた。

では、1号炉の音波調査の結果による判断では、一体、何が原因で、2号炉と全く同じ判断の誤りを犯したのか？

そして、2号炉より9年も後の、3号炉の音波探査結果による判断でも、2号炉と同じ誤りを犯したのはなぜか、明快に釈明せよ。